

登録事務取扱団体規程

制定	昭32. 4. 1	
改正	昭34. 4. 1	昭37. 4. 1
	昭40. 4. 1	昭46. 4. 1
	昭51. 4. 1	昭60. 4. 1
	平 6. 4. 1	平14. 4. 1

第1条 本会は、登録事業の普及発達及び円滑な運営を図るため、会長が必要と認めたときは、この規程により適当と認めた団体を指定して、ホルスタイン種牛登録規程に基づく登録関係事務の取扱業務を委託する。

第2条 この規程により指定する団体は、都道府県毎に1団体とする。

第3条 指定を受けた団体は、次の書類を提出する。

- (1) この規程による登録関係事務の取扱業務の受諾書
 - (2) 定款又は規約等
- 2 前項による書類を提出したものを、承認団体という。

第4条 承認団体は、次の業務を行う。

- (1) ホルスタイン種牛の登録・証明に必要な事項
- (2) 会費の徴収・会員名簿の整理及び報告に関する事項
- (3) 登録委員についての申進及び報告に関する事項
- (4) 検定補助員の任免、委嘱又は解嘱及び報告に関する事項
- (5) 登録知識の普及向上に関する事項
- (6) その他登録業務の遂行上必要な事項

第5条 承認団体は、毎年度の事業計画書、収支予算書、事業報告書及び収支決算書を作成し、毎年6月末日までに会長に報告するものとする。

第6条 本会は、承認団体の登録事務施行の状況及びこれに付随する経理の内容につき監査を行うことがある。

第7条 次の各号の一に該当するときは、第1条の指定を取消す。

- (1) 承認団体が解散した場合
- (2) 本会が登録事務遂行上適当でないと認めた場合
- (3) 承認団体から指定取消しの要請があった場合

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。